



『月刊リーガルスピリット』は、今回も6月号と7月号の合併号とさせていただきました。多くの皆様にご心配をお掛けしておりますが、お陰様で、弊社デザイナーこと家内の目の病気（網膜静脈分枝閉塞症）は、特に悪化することもなく、現在は安定しております（視力が回復した訳ではありませんが、とりあえず失明の恐れはないそうです）。

さて、4月に年少さんに進級した娘ですが、先日、4歳になりました。娘は、4年前のワールドカップ南ア大会の開催中に生まれました（日本がトーナメント初戦でパラグアイに敗れた日）。

あれから4年が経って、1次リーグが終わり、娘の誕生日がやってきました。多分、これからもワールドカップのつど、娘が生まれた日のこと（夜中に病院に呼び出されたこと、朝、生まれたばかりの娘と対面したこと、その日、日本がパラグアイに惜敗したこと、などなど）を思い出すのでしょうか。

今年のお誕生日は、ケーブルネットワーク様のイベントでアンパンマンと握手してきたり、プレゼントに大好きなプリキュアグッズをもらったり、美容室で髪を初カットしてきたり、「お誕生日さま」の特権をフル活用し、大満足のご様子でした。

次のワールドカップのときは、8歳。小学校2年生です。ずいぶん先のことのようにですが、実は、あつと言う間のことなのでしょうね



近況のご報告

今回のご報告は3つです。

まず、一関ケーブルネットワーク様のテレビ番組「おばら弁護士のくらしのワンポイントアドバイス」の放送が、ついに6月11日から始まりました。

初回は、事前リサーチで圧倒的にニーズのあった「相続」の関係についてお話をさせていただきました。

私のフェイスブックのページやYouTubeに動画を貼っていますので、ご興味のある方は是非ご覧下さい。

初回と2回目は、相続の基礎知識的なお話をわかりやすくさせていただき、3回目あたりから、遺言など個別の問題について説明させていただくこととなります。

相続は、皆さんの関心の強い分野ですので、時間をかけていねいにお話していきたいと思っております。次回もご期待下さい。

次に、前回もこの欄で告知させていただきましたが、6月20日、宅建業協会新庄・最上支部様の研修会にて講師を務めさせていただきました。

今回も会員様から前もってリクエストをお出しいただきまして、瑕疵担保責任など、中古不動産の売買契約の際に注意すべきことがらについて、判例を挙げながら、具体的にお話をさせていただきました。

手前ミソですが、今回もご好評をいただきました。ありがとうございました。

最後に、これも手前ミソで恐縮ですが、6月から一関信用金庫様の顧問弁護士を拝命致しました。コンプライアンス、危機管理など、主にマネジメント面で総合的なサポートをさせていただくべく、微力を尽くしたいと存じます。

今月のコラム

・・・前回までのお話を整理します。

「我が国の戦前に行われていた家督相続の制度は、子供ひとりひとりの身が立つように配慮された、きわめて合理的で平等な制度でした。

ところが、戦後、米国流の価値観の押し付けによって、一方的に廃止されてしまい、代わりに米国流の『個人主義』、『民主主義』という美名のもとに、『遺留分』に代表される、実は大変に不合理で不平等な、とんでもない相続制度に取って代わられてしまいました。」
(これは私の考えであって、異論があることは承知しています)

何が不合理か？

それは、財産を残す親の立場を無視し、もらう側の子どもの利益しか見ていないことです。

お父さんは長年働いて、財産を築きました。それをだれにどれだけあげるのかは本来、お父さんが自由に決めるべきことです。

ところが、戦後の民法は、子供に「遺留分」という権利を認めてしまったため、お父さんが自分の財産を完全に自由にすることはできなくなってしまいました。

もらう側の利益だけを重視し、もらう側を形式的に平等に扱えばよいのだ、という「民主主義」「平等主義」の弊害にほかなりません。

その結果、お父さんが「全財産を長男に相続させる。次男と三男には何もあげない」という遺言をしても、次男・三男にはそれぞれ6分の1ずつの遺留分が保証される、という不合理な事態になってしまうのです。

私は、こんな制度は明らかに間違っていると思います。

しかし、我が国が法治国家である以上、いかに悪法であれ、法律が変わらない限りは、その法に従わなければなりません。

では、この「悪法」のもとで、お父さんの意思を尊重し、残したい人に財産を残していくためにはどうすればよいのでしょうか？
そのために必要なこと、お父さんが行うべきことが2つあります。

それは、**遺言と遺留分対策**です。次号、詳しくご説明します。



代表弁護士
小原恒之



山形常駐弁護士
武田芳人

発行

2014年7月7日

〒021-0885岩手県一関市田村町3-2 上の橋ビル3階
電話:0191-34-8471FAX: 0191-34-8472
弁護士法人リーガルスピリット 一関法律事務所

〒996-0027
山形県新庄市本町4-33 こらっせ新庄5階
予約用フリーダイヤル: 0120-0783-14
電話:0233-32-0461
FAX: 0233-32-0462
弁護士法人リーガルスピリット 新庄法律事務所

代表弁護士 小原恒之(おばら・ちかゆき)